

神戸市共同企業体取扱要綱

平成6年11月11日 市長決定
最終改正 令和8.4.1

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が入札する工事における共同企業体の取扱いについて、適正な基準を定めることにより、共同企業体の合理的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条の2第1項に規定する手続による認定及び規則第15条において準用する規則第3条の2第1項に規定する手続による認定を受けること
- (2) 神戸市工事請負入札参加資格 登録によって認定された資格
- (3) 等級 神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（平成20年3月17日行財政局長決定）に基づく等級
- (4) 再建申立て 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 懸案構成員 共同企業体の構成員のうち、再建申立てがあり若しくは破産し又は神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けた者
- (6) 残存構成員 懸案構成員が生じた共同企業体の構成員のうち、当該懸案構成員を除く者
- (7) 入札参加資格 一般競争入札において工事ごとに定める、入札に参加する者に必要な資格
- (8) 入札参加申請 一般競争入札における入札参加資格の審査の申請

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、次の2種類とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 特定の工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体
- (2) 経常建設共同企業体 継続的な協業関係を確保することにより優良な地元中小・中堅建設業者の振興を図ることを目的として、登録の期間を通じて結成する共同企業体

(共同企業体の取扱い)

第4条 共同企業体（以下「JV」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

	特定建設工事共同企業体 (以下「特定JV」という。)	経常建設共同企業体 (以下「経常JV」という。)
1 対象工事等	ア 対象工事 原則として、契約予定金額が次に掲げる基準以上の大規模工事であって、技術的難度の高いものとする。 a 土木 概ね10億円以上 b 建築 概ね20億円以上 c 設備・その他（ただしプラント設備工事を除く）概ね7億円以上 ただし、上記以外のものであっても、特別の事情があり、かつ円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると認められるものについては、この限りでない。 イ 単独企業との混合入札 アの対象工事において、単独で確実かつ円滑に施工することができる者があると認められるときは、当該工事の入札に、単独企業を参加させることができるものとする。	単独企業と同様の取扱いとする。
2 構成等	全構成員が各々工事ごとにあらかじ	同左

(1) 施工方式	め定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって施工する共同施工方式とする。	
(2) 結成方法	自主結成とする。	同左
(3) 構成員の数	2社又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。	2社又は3社とする。
(4) 構成員の組合せ	最上位等級に属する者の組合せとする。ただし、施工技術上の特段の必要がある場合はこの限りでない。	同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。
(5) 各構成員が満たすべき資格	ア 神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 イ その他工事ごとに定める資格を満たすこと。	ア 神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 イ 神戸市内に本店を有すること。 ウ その他経常JVの登録の手續に係る公告において定める資格を満たすこと。
(6) 出資比率	各構成員について、構成員が2社のときは100分の30以上、3社のときは100分の20以上とする。	特定JVの場合と同様とし、受注した工事ごとに構成員において自主的に定め、契約締結後、経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第3号)により速やかに届出させるものとする。
(7) 代表者	構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大であるものとする。	構成員において決定された者とする。
3 結成手續等	ア 結成手續 工事ごとに定める期日までに、次の書類を提出させるものとする。 特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書(様式第1号)	ア 結成手續 登録の手續に係る公告において定める期日までに、次の書類を提出させるものとする。 (ア) 経常建設共同企業体認定申請書兼協定書(様式第2号) (イ) その他登録の手續に係る公告において定める書類 イ 登録できるJVの数 同一単独企業において、1業種につき1つとする。 ウ 単独企業との同時登録の制限 同一の業種において、経常JVとして登録する場合には、当該経常JVの構成員の単独企業としての神戸市工事請負入札参加資格は失われるものとする。
4 懸案構成員が生じた場合の処理 (特定JV・経常JV共通)	ア 通則(懸案構成員の取扱い等) (ア) 再建申立ての場合 a 残存構成員は、懸案構成員が構成員としての義務を果たすことができるか否かを実質的に判断し、懸案構成員を残留させるか、又はこれを脱退させ若しくは除名するかを決定するものとする。 b aにおいて、経常JVの懸案構成員が脱退し又は除名された後、当該懸案構成員の経営状況が窮境でなくなったときは、市長は、経常JVの3アの規定にかかわらず、従前の構成員による当該経常JVの再結成及び登録を、随時に認めることができる。 (イ) 破産の場合 残存構成員は、懸案構成員を脱退させ又は除名するものとする。	

	<p>(ウ) 指名停止の場合 残存構成員は、本契約成立後又は経常 J V の場合は、特に必要と認められる場合を除き、懸案構成員を脱退させ又は除名することができないものとする。</p> <p>イ 一般競争入札の入札前に懸案構成員が生じた場合</p> <p>(ア) 市長は、懸案構成員が生じた時点の当該 J V に対し、入札参加資格の審査の結果の通知の前においては、当該資格がないと認定するものとし、当該通知の後においては、当該資格がなくなった旨通知する。</p> <p>(イ) 市長は、当該工事の入札参加申請の受付期限にかかわらず、次に掲げる者が当該工事の入札参加資格を満たす限り、その者の入札参加申請により、その参加を認めることができる。</p> <p> a 特定 J V の場合</p> <p> (a) 懸案構成員に代わる構成員を補充した特定 J V</p> <p> (b) 残存構成員のみによる特定 J V</p> <p> (c) 残存構成員である各々の単独企業</p> <p> b 経常 J V の場合</p> <p> (a) 残存構成員のみによる経常 J V (指名停止の場合を除く)</p> <p> (b) 残存構成員である各々の単独企業</p> <p>ウ 指名競争入札の入札前に懸案構成員が生じた場合 市長は、当該経常 J V に対し、次の処理を行う。</p> <p>(ア) 懸案構成員が残留する場合及び指名停止の場合 指名を取り消す。</p> <p>(イ) 懸案構成員が脱退し又は除名された場合 (指名停止の場合を除く) 残存構成員の施工能力その他の指名理由を考慮し、残存構成員のみによる経常 J V について指名を取り消すか否かを決定する。</p> <p>エ 入札後に懸案構成員が生じた場合</p> <p>(ア) 市長その他の発注者は、契約の相手方の施工能力、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を総合的に勘案した上で、契約の履行が可能か否かを判断し、契約を継続するか否かを決定する。</p> <p>(イ) 市会の議決に付すべき契約において、仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間にあっては、市長は、懸案構成員の状況により、仮契約を解除することができる。</p>	
<p>5 構成員の脱退又は除名に伴う処理</p>	<p>—</p>	<p>改めて等級格付を行うものとする。</p>
<p>6 存続期限</p>	<p>契約の履行後、発注者の承認を得て解散するまでとする。</p>	<p>登録の有効期限までとする。 ただし、当該期限において履行未了の契約があるときは、当該契約の履行後、発注者の承認を得て解散するまでとする。</p>

(施行細目の委任)

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

施行：平成 6. 12. 1 改正施行：平成 11. 4. 1、平成 12. 4. 1、平成 14. 4. 24、平成 15. 4. 1、平成 19. 4. 1、平成 20. 4. 1、平成 25. 4. 1、令和 2. 4. 1、令和 4. 4. 1、令和 6. 4. 1、令和 8. 4. 1